



工作物石綿事前調査者講習の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第16条の8の規程により第16条の4第2項第2号の登録事項の変更の届出があったので、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程第18条第2号に基づき、下記のとおり公示する。

記

登 録 番 号	第221号
登録講習機関の名称	キャタピラー教習所株式会社
登録講習機関の住所	神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目11番1号
事 務 所 の 名 称	キャタピラー教習所株式会社広島教習センター
事 務 所 の 所 在 地	広島県廿日市市木材港北8番64号
変 更 事 項	登録講習機関の代表者の氏名の変更
変 更 前	代表者 氏名 五十嵐 高太郎
変 更 後	代表者 氏名 矢山 秀樹
変 更 する 年 月 日	令和8年1月1日

令和7年12月22日

広島労働局長

